

広島県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横田美香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森川薬局青葉台店	廿日市市福面二丁目二番三号	令和七年一二月一日